

障害者施設利用者作品展示会

町内の障害者施設利用者の作品展示会が開催されます。皆さんのご観覧を願います。

- 日時 5月12日(火)正午～5月26日(火)正午
場所 おおづ図書館展示コーナー
内容 大津あゆみ園、三気の里、すまいる、若草児童学園、つくしの里利用者作品展示
問い合わせ つくしの里 096(293)1550

軽自動車税の税率変更について

地方税法の改正に伴い、平成27年4月1日に初度検査を受けて登録した新車(三輪以上)の軽自動車税の税率が、平成27年度課税から変わります。

- お問い合わせ 役場税務課 固定資産税係 096(293)3113
身障者手帳などをもっている人は、軽自動車税が減免される場合があります。

身障者手帳などをもっている人は、軽自動車税が減免される場合があります。

身障者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、軽自動車税が減免される場合があります。

第5回くまもと未来会議リレー会議参加者募集について

誰もが長寿を楽しみ、生き生きと暮らせる地域づくり・人づくりを目指して、東京大学 秋山弘子教授、国立社会保険・人口問題研究所 森田朗所長と、本県の蒲島知事が、「本当の安心を実現するために」をテーマに議論します。

- 日時 5月28日(木) 午後2時30分から
場所 水俣市総合もやい直しセンター「もやい館」もやいホール
入場無料(定員100人)
問い合わせ 県企画課 096(333)2018

あなたの人権は守られていますか？

人権は、人が幸福な人生を送るうえで最も大切な権利であり、自分だけでなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。

全国人権擁護委員連合会では、6月

合があります。減免には要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

子どもの発達セミナーを開催します

第一回 発達年齢における育ちについて。発達年齢が分かれば、子どもが見える。大津町では、出生率が年々増えていきます。これは、大変喜ばしいことです。

- お問い合わせ 役場税務課 固定資産税係 096(293)3117
日時 5月25日(月)
場所 役場4階 大会議室
お問い合わせ 役場人権推進課 人権推進係 096(293)3122

1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権尊重思想の啓発を行っています。

町では人権擁護委員の皆さんが「人権相談」にあたります。相談は無料で、秘密は守られますので安心してご相談ください。

児童福祉週間がはじまります

5月5日の「子どもの日」から1週間は「児童福祉週間」です。子どもや家庭、子どもの健やかな成長について、みんなで考えましょう。

- 日時 5月22日(金) 午後1時半～午後4時
場所 ゆめタウン光の森 イーストコート 1階
お問い合わせ 菊池病院地域医療連携室 096(248)2124

この病気をどう理解しよう

国立病院機構菊池病院木村武実院長が「認知症予防の可能性」について講演会を行います。

096(248)2124

成長していきます。今年度は、子どもたちの育ちについてのスペシャリストが、毎月、月替わりでお話し会をすることになりました。

今回は、1回目として、「子どもの発達年齢における育ちについて」というテーマで、講座を開催します。

「子ども遊びついでいつまでやるの?」「オムツっていつ外れるの?」など、お母さん達の素朴な疑問にお答えします。1歳は1歳なりの、3歳は3歳なりの、5歳は5歳なりの成長・発達の仕方があります。

- 日時 5月21日(木) 午前10時～正午
場所 オークスプラザ ふれあいホール
参加料 無料
その他 託児はありません
申し込み・問い合わせ 役場福祉課 福祉係 096(293)3510

臨時運行許可(仮ナンバー)の手続きが可能となりました

臨時運行許可とは、未登録自動車の新規登録・新規検査や、有効期間の経過した自動車の継続検査を受けるため運輸支局まで運行する場合など、道路

運送車両法に定められた目的に限定して、運行経路・目的・期間を限定して臨時的に運行を許可する制度です。

許可対象となる主な運行目的

- 検査、登録などの申請に伴う陸運支局や軽自動車検査協会への回送
検査、登録などのための整備工場への回送
自動車メーカーなどが行う自動車の性能テスト
自動車の販売や引き渡しのための回送(原則として販売業者が対象)
※大津町が運行経路に含まれること
許可対象車両
普通自動車・小型自動車・小型二輪自動車(251cc以上)・軽自動車・大型特殊自動車
申請に必要なもの
①車体番号・車名・車体形状などが確認できる書類(自動車検査証・抹消登録証明書・完成検査終了証・自動車予備検査証など)
②自賠責保険証の原本(コピー不可)
③申請者の印かん
④申請者とは車の所有者ではなく窓口申請に来る人です
※法人で申請する場合は、法人印または代表者印が必要
④申請者の本人確認ができる公的身分証明書(運転免許証・保険証など)

栄養士からの一言

健康的な生活習慣を身につけましょう。

生活習慣病とは偏った食生活や運動不足、喫煙・飲酒習慣、ストレスなどが要因で引き起こされる病気のことです。主に、肥満、高血圧症、糖尿病、脂質異常症などのことを言い、これらの予備軍まで含みます。重症化すると血管や内臓に影響を及ぼし、重い病気につながるリスクが高くなります。日々の生活習慣を見直し、改善することが予防につながります。

■毎食、主食、主菜、副菜をそろえ、バランスよく食べましょう。



- お問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係(町子育て・健診センター内) 096(294)1075
■生野菜・緑黄野菜を毎日の食卓に。1日野菜の目標量は350gです。県民栄養調査では男性266g、女性255gが平均摂取量です。あと100g足りません。もう1皿(100g)野菜を摂るようにしましょう。
■塩分・脂質の摂取を控えめに。塩分のとり過ぎは高血圧につながります。また脂っこいものは肥満につながります。腹八分目を心がけましょう。
■カルシウム(牛乳・小魚・海藻など)を十分にとって丈夫な骨づくり
■甘いものはほどほどに
■禁煙・節酒で健康長寿
■日頃からからだを動かす習慣を身につけましょう。ラジオ体操、階段の上り下り、家事のあい間に腰の回転、足首上下など
※外食の機会が増える時期になります。毎日の食事に気を配りましょう。
■単品注文はさけて、定食で頼む(野菜などが摂れます)
■バイキングでは 御飯、汁物(味噌汁、スープ等) おかず(唐揚げ、とんかつ等) サラダ(きゅうり、レタス等) デザート(果物、ゼリー等) 4つの物を取り、組み合わせる。
■コンビニでは 弁当にサラダ類を組み合わせる(弁当には野菜が少ない)